

第192号

2021年6月18日発行

発行者 日本共産党利島支部

笹岡 寿一

〒100-0301

東京都利島村850番地

電話 04992-9-0191

Eメール・アドレス

to_sasaoka@yahoo.co.jp

あしたば

日本共産党利島支部機関紙

<知は力> 内容が豊富で、読みやすく面白

「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい [月930円]

村の政治は村の人々のために
あります。皆さんのご意見
ご要望などお寄せ下さい！

党首討論

首相、五輪開催の理由語れず

共産党・志位委員長中止迫る



日本共産党の志位和夫委員長は6月9日の党首討論で、コロナ危機のもとでの東京五輪・パラの開催に突き進む菅首相に、「命をリスクにさらしてまでオリンピックを開催しなければならない理由は何か」と迫りました。首相は開催の理由を説明できませんでした。

五輪開催で、人の流れが増える―競技会場、イベント、都会から地方への移動

志位氏は、政府分科会の尾身茂会長が、たとえオリンピックの競技会場の中での感染拡大が抑えられたとしても、国内で人の流れが増えたと3点にわたって指摘している点を示しました。

第一は、全国からオリンピックの競技会場に観客が移動することです。緊急事態宣言レベルの制限を行っても観客数は延べ310万人になるとの試算もあります。

第二は、競技会場の外で行うさまざまなイベントに観客が集まるということです。ここでも大規模な人の流れが起こることは必至です。

第三は、夏の4連休やお盆で、感染を避けようと、都会から地方への人の流れが起こることです。こうした人の流れで感染が地方に急拡大したことを何度も体験してきましたが、これが大規模に起こることになります。

“リスクをゼロにはできない”（尾身会長）。新たな感染拡大が起これば、亡くなる人が増える。そうまでして開催しなければならない理由は何か

志位氏は、尾身会長が「オリンピックを開催すれば、今より感染リスクが高くなるのはどう考えても普通だ。開催するというならリスクを最小限にすることが必要だが、ゼロにはできない」と述べていることを指摘。「リスクをゼロにはできない」ということは、オリンピック開催で新たな感染拡大の波が起る危険があるということだ。新たな感染拡大が起これば、それに伴って重症者が増える。そして亡くなる方が増える」として、「そうまでしてオリンピックを開催しなければならない理由は何か」と迫りました。

菅首相は「分科会の担当の西村大臣（西村康稔経済再生担当相）が、毎日のように緊密に意見交換しており、私も報告を受けている」「（国民の命と安全を）守るのが私の責任」「守れなくなったらやらない」などとのべるだけで、開催の理由について一切答えられませんでした。

志位氏は「日本国民の命をギャンブルに賭けるようなことは絶対にやるべきではない」と述べ、オリンピック・パラリンピックの中止を決断するよう求めました。

動画もあります→



五輪を中止して、コロナ対策に総力を!!



都議会議員選挙
島部選挙区予定候補

党・島しょ都政対策委員長

梅木けんじ

日本共産党

- ◎島外受診の旅費の助成！
- ◎広尾病院は都の直営で！
- ◎全島民に島でPCR検査を！
- ◎コロナ対策で生活の補償を！

島の皆さんの命と暮らしを守る、切実な願いを全力で都政に届けて実現に努めます!!



笹岡 寿一の 議会報告



2021年度・第2回定例村議会は6月15日(火)午前9時30分から開かれました。会期は、16日迄の2日間としました。16日の午後2時30分に閉会しました。行政報告と笹岡寿一議員の質問を中心に住民の皆さんに関係があると思われる、事案の要旨をお知らせします。議案は、一般会計補正予算案1件でした。省略します。

6月議会では、このような事が話し合われました

【小見出し】
は笹岡



新型コロナウイルス感染症対策本部会議

副村長「緊急事態宣言の再延長に伴い、利島村新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、公共施設等の運営時間の見直しや議会中継の実施、民宿や商店、農漁業者に対する支援を決定し、速やかに実行に移した。

(株)TOSHIMAの第3セクター

副村長「株式会社TOSHIMAの第3セクターについて、運営の形態や今後の在り方について、総務省のほか、社団法人や財団法人の公益認定を行っている、東京都の関係部局に相談を行った。村民の利益となるように検討を進めていく。

「(株)TOSHIMAは数年前では、第3セクターでした。それを、「経営機能の効率化を図ることを目的」と説明して、民間の株主8名から、全株を村が回収して、村長が100%の株を持つ、村直営の第1セクターの株式会社組織替えをしています。

そこで言う、「経営の効率化」とは、民間の株主を排除して、「村が、単独で運営出来る体制を作った」ということに他なりません。そして、そうして運営してきた結果、その後の5年間に及ぶ、同社における利益金の返還問題が、近年になって、大きな政治問題になってきていることを意識してか、「何とかして返還しないで済む方策はないものか」との腹積もりが見え見えで、その為の策として、組織替えをして、第3セクターに戻す画策をするのは、「苦しみまぎれの策を講じようとしている」とかしか思えません。その為の準備なのか、いち早く今年度の契約書からは、返還を定めた関連条項は削除しています。この期に及んで、そうまでして、この会社に公金を注ぎ込むとす

るのは、「村民の利益となる」と言われても、何とも不可解です。一体、何が目的なのでしょう。如何に画策しようとも、「過去の返還責任が免責されることにはならない」と考えます。〃笹岡

小中学校の修学旅行、及び島外学習

教育長「本年度、利島中学校では、宿泊を伴う行事として、修学旅行、島外学習を計画していたが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が行われることにより、子供たちの健康、及び安心・安全の観点から2回目のワクチン接種を終えた後に行うことが望ましいと判断し、秋に延期することとした。

小学校の修学旅行については、予定通り実施する。

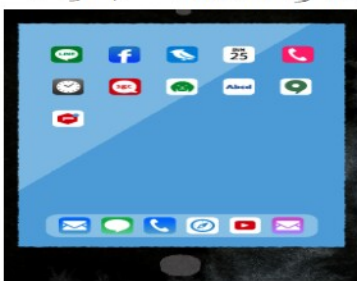
交流事業

教育長「利島村、槍原村友好村連携事業として、例年夏休み中に行っている(サマースクール)は、新

型コロナ感染症の影響により、昨年度に引き続き中止となった。また、東京都の全島参加により実施される「多摩・島しよ子供体験塾」も同様に中止となった。

IP告知端末機

総務課長「村民の皆様全員がIP告知端末のタブレットをご利用できるように見直しを行い、全戸配布を完了した。5月末から勤労福祉会館で商店や一般の村民の方でもIP告知端末への情報配信ができる環境を整備した。



クレイン利用状況

報告 勤労福祉会館長

七島海運(株) 3月・7回 4月・7回 5月5回 計19回
[貸出] 0回



配信を希望の際は、職員に声掛け
いたしたい。持っているスマートフォンで、IP告知端末の情報が見られるようにし、IDとパスワードの知らせを全員に送付した。

監査報告

総務課長 ㈱TOSHIMAの平成27年度会計について、監査を実施し、監査委員より別紙のとおり報告があった。

【別紙】 審査結果

総勘定元帳に基づき、入・出金について、請求書・領収書との突合を行い漏れ・誤記入等の発生が無いかを入念に調査、または預金通帳との入出金の事実確認を行い、いずれも適正に処理されている事を確認した。

また、当時を知る担当においても、不信な言動は見られなかった。

コロナワクチン 接種の実施

住民課長 住民等への接種の

1日目を5月22日・23日に227名に実施した。

住民等への2回目の接種については、6月12日・13日に実施し、予備日として、6月16日(7月7日)、

6月30日(7月21日)に実施する。

5月31日にワクチンの接種対象年齢が12歳以上に引き下げられたことから、6月12日に12歳以上の子ども1回目の接種を実施する。対象住民は、285名いる。

接種希望者、263名の内、1回目接種率は88・6%、2回目が14・1%となっている。

7月21日に希望者全員への接種が終わる見込みである。

9月以降に12歳となる子どもや転入者への接種は、今後、東京都と対応について協議していく。



浄水場の急速ろ過 施設の完成

産業・環境課長 令和3年3月26日、浄水場の急速ろ過施設整備が完成した。

椿害虫薬剤散布

産業・環境課長 従前の爆発的な発生時と同様の傾向が確認されたことから、4月23日に80haについて、薬剤散布を決定した。

5月17日に散布後の生息密度調査を行った結果、エダシヤク類生息密度の数値が確認できたが、散布していない箇所については増加しているため、引き続き注視していく必要がある。

7月上旬に再度幼虫密度調査を実施して経過観測を行う。

集落環境清掃

産業・環境課長 6月5日、集落環境の一斉清掃を実施した。



質問に先立って

笹岡議員 住民の諸要求の内、高校生までの医療費の無料化、修学支援金の増額、補聴器の購入

費用助成が実現しています。

これは、住民の皆さんが粘り強く努力してきた成果です。

しかし、要求の多くは拒絶されていて、中々厳しい実情にあります。

引き続き今議会でも、住民の皆さんの諸要求の実現に向けて、皆さんと力を合わせて、頑張っていきたいと思っています。

コロナ対策

笹岡議員 島しょに於ける、本年5月31日現在での感染者数は、大島23、新島1、神津1、三宅4、御蔵2、八丈10、小笠原4、の合計45名となっています。

本村では、16歳以下を除く、全住民を対象にした、2回目のワクチン接種が一部の人を除いて、今月13日までに実施されています。

感染防止対策は引き続き実施しなければなりません。

更なる警戒の強化が必要です。その提案です。

① 全住民が島内でPCR検査を受けられるよう、東京都に要請すること。

② 入島時に検温して、発熱者は隔離施設でPCR検査を実施すること。

③ 今回のワクチン接種が受けられなかった人に対して、この先も接種が受けられるように対策を講じること。以上、答弁を求めます。

住民課長 ① 希望者全員のワ

クチン接種が終了した時点で、PCR検査ではなく、変異株を含めた抗体検査を実施できるように、東京都や大学等の研究機関に要望していく。

② 医師の判断のもと、必要となればPCR検査や抗原検査を実施していく。

③ 希望者全員にワクチン接種を行うが、ワクチン使用期限が8月31日までとなっているため、それ以降の接種については、東京都等と協議していく。

笹岡議員 ワクチン接種の対象年齢を急遽12才以上としているが、これは先に、児童生徒をオリピック会場へ出席させる動員計画に伴う対策と推測しています。

仮に、そうであったとしても、接種する事自体は結構な事だと思います。そこで教育委員会に伺います。

① 出席を拒めば、「授業日数の欠席扱いとする」と聞いています。仮に、本村の児童生徒が欠席した場合、往復の期間を含めて、何日

間の欠席扱いになりますか。

② 修学旅行も島外学習も中止されている中で、何とも理解できない矛盾を感じます。

③ 変異株の感染の恐れがある状況下にあつて、この動員行動による出席によって、万が一、児童生徒、引率職員に感染者が出た場合の

島外診療の際の旅費助成

笹岡議員】依然として本件は

島しよ全町村住民共通の切実な要望課題となっています。

日本共産党都議団が、「島しよの住民が島外医療にかかる際の交通費・宿泊費の5割補助を行う条例」提案を行う前に質問したのに

対して、都は、「島外で通院等を行う場合、多くの交通費や日帰りできない場合の宿泊費など、相応の費用を要することは認識している」と認め

ています。(2019年3月17日総務委員会)



私は、日本共産党の島しよ議員団、同都議団と力を合わせて、これからも東京都に対して助成措置

責任は何処にあるのでしょうか。

教育長】「欠席扱いになる」とは聞いていない。生徒の出、欠席は父兄の判断による。

8月のパリンピックテニスを見に行く計画でいるが、今後状況の変化も考えられるので、それを見極めて対処していく。

を要望していきます。

村は、東京都の制度実施を待つことなく、「島外診療の際の1回の旅費助成額を、2万5千円として年6回まで助成されたい」と要望します。村長の答弁を求めます。

村長】引き続き東京都に島しよ

町村会、議長会などを通じ要望していく。村単独で拡充する予定はない。愛らんどシャトル定期便の運賃助成を含めて検討していく。

笹岡議員】愛らんどシャトル

定期便の運賃助成と云うのは、「元は」と言えば、私がチャーター便の搭乗運賃の助成を求めたことに対する施策として、「検討する」としてきたのですが、ここに云う助成は、島外診療の旅費に対するチャーター便に対しても適用されたい。

村長】その助成は考えていない。

電動カートの無償貸与

笹岡議員】実施について、「社会と協議する」としていました。実施の対策を求めます。

住民課長】中古の電動カートを村で買取りし、高齢者の移動支援者として、都度利用できるサービスを検討している。

このほか、利用されていない時間帯は、自動車運転免許がない職員やペーパードライバーの職員が広報誌等を配達するための公用車としても活用していく。

笹岡議員】減価償却方式で買

い上げるのであれば、購入した日から早い時期が望まれます。当人から買い上げて、「そのまま他人に無償貸与できる制度も対応されるよう求めます。

住民課長】検討する。

笹岡議員】6月議会を目途に

実施するものと思っていました。進捗状況と現実化に向けての具



体的な計画を伺います。

総務課長】6月議会からリアルタイム中継ができるように準備済である。出来るだけ議会の総意を尊重していきたい。

録画中継については、編集等に係る負担が大きく、リアルタイム中

IP告知端末機と防災行政無線放送

笹岡議員】IP告知端末機は、

モバイルルーターの活用による無償化措置によって、一挙に事業が進捗し、ほとんどの家庭、事業所に普及されている状況にあります。

そこで、防災行政無線放送の運用についての提案です。

行政の情報には、「全住民に等しく知らせるのが基本」という立場を以て、折角の装置を宝の持ち腐れにならないように、村が言う、「防災、生命に

拘ることなく

従来どおり

放送された

い」と考えま

す。

住民の中

には、「船舶



継でお願いしたい。

笹岡議員】視聴できるシステムの説明を求めます。議会では、「9月からの実施を決めた」と聞いています。期待しています。

総務課長】ユーチューブの限定方式で配信する。

の欠航放送は不要」と云う声もあり

ます。誰が見ても時化模様の時には、「欠航」放送は不要と思いますが、陸上は穏やかだが、海上はうねりがあつて、「欠航」とか、「西棧橋に就航」、或いは、愛らんどシャトルの「欠航」と云った場合などの

他、「日々の暮らしに関する」とは放送されたい」と思います。

総務課長】タブレットへの配信を基本としながらも、行政が主体となつて行う放送については、今後も引き続き防災行政無線での放送を実施していく。

笹岡議員】漁協では、「従来ど

おり、直接放送できるように、施設

を復元して欲しい」という要望があり

ます。「対処されたい」と考えます。

総務課長】村役場が漁協に確

定されています。

認したところ、水産物の販売については、IP告知端末や電話などの活用で問題なく運用できているとのことである。

笹岡議員 漁協では、村が、「情報提供はIPで対応する」と言ってきたので、従うしかなかった。出来ることなら施設を復元して欲しいと言うことでした。違いますか。それが不可能ならば、「IPと防災行政無線で同時放送して頂きたい」とも言っています。

総務課長 検討して見る。

ゴミ処理対策

笹岡議員 職員による回収処理作業で通常公務に著しく支障が生じていると思われまます。

異常とも言える事態が、何故起きてきたのか。その要因は認識していますか。

回収処理業務対策として委託事業が計画されていたかと思えば、

先日の広報では、「会計年度職員を募集」と

ありました。方針変更でしょうか。

村長に伺います。



産業・環境課長 直営実施による業務の再定義を行っている。業務負担等を算定し、最も適切な体制の検討を進めていく。

人事対策と行政運営

笹岡議員 今、住民の中から、

今年度における人事について、「異常だ」と言う声が寄せられています。その要旨は、具体的に職員の氏名を挙げて、人事の移動の他、特に、個々の職員に対する身分の扱いが、「異例になつている」と言うものであります。

そこには、「副村長が職員に飲食席を設けたり、処分したりの飴と鞭の使い分けをしなから支配している」と言う指摘が職員以外にも聞かれています。

職員の中からは、「今の役場の中には、副村長に表面的には従っているが、内心は息が詰まる思いでいる職員が結構いる」と言う声も聞かれています。これは「職員の中には面従腹背」と云った状況がある」と云うことでしょうか。

ここには、この間、副村長によつて、「村政史上異様な事件が次々に起こされてきている」行政手法と密接

副村長 職員の増員について、都は、「3名程度なら総合交付金は減らない」と言っている。正規職員の採用を検討して見たい。

な関係があるように思います。

それは、この1年の議会質問に対する傾向を見ても、「村政の全般に及んで、主たる答弁は副村長が立っている」ところにも表れています。

かつて、前任副村長の大黒氏が、就任して数ヶ月したころ村長室で私に、「村長の政策の基本に関わる質問は、当然村長が答弁すべきか

と思うが、それ以外の案件説明等に関する質問は、極力担当職員に答弁させることで協力頂きたい。

それによつて、職員の案件に対する理解と共に、行政実務の修得、及び村政運営の能力向上に繋がると考えている」と話していました。

私は、これを「一理有る考え」と受け止めて、その場で了解する旨同人に伝えています。

勿論これを以て、彼が議会答弁に立たなかつた訳ではありません。昨今では、「人事権の行使のみならず、村政全般にわたつて、副村長

の意のままになつていて、村長の存在感はすっかり薄れている」と云う声が住民から聞かれています。

村長の存在感の薄れを指摘する住民の中には、「この前の村長選挙では、前田村長の立候補の挨拶文書を読んで、期待して彼に投票した。それが、今では看板だけの存在になつている。情けない」と嘆いている人もいます。

この住民の声に対する、村長、及び副村長の所見を伺います。

村長 副村長には、通常の管理業務の他に、主に人事、財政、日程管理をお願いし、村長は主に、総合計画に基づいた事業の推進状況把握、外交調整および新規事業発振等を担当してきた。

あいにく就任と同時にコロナ対応が必要となつたが、完璧に対応頂き、ワクチン接種も順調に進んでいる。

防災無線機器のデジタル化のタスキングも就任が重なつており、様々な状況変化の中で、利島村に適切なシステムの構築にも全力で尽力頂いている。

笹岡議員 から、「このような住民の声」として、副村長の行政執行姿勢が非難されるいわれは全くなく、

住み易い利島村の構築に向けて肅々と業務を遂行して頂いているのが現状である。利島村の品位ある議員としては、かなり適切でないと思われる表現で、しかも事実と異なる状況を「住民の声」として述べ、逆に、住民の皆様は事実の誤解を与えている可能性があり、如何なものかと懸念するものである。

副村長 利島村の副村長に就任するというのは、はつきり言つて東京都では不人気のポストであるが、私自身は、清水の舞台から飛び降りるつもりで引き受けた。

「困っている人がいたら助ける」というのが自らの信念であり、公務員を志したきっかけでもある。

上司は、雨が降れば部下の傘に、槍が降れば盾になるものだと考えており、質問で窮する職員がいれば助けに入るのは自分としては当たり前の行動。

少しでも利島の発展のために力をお貸し出来たらという思いだけで日々励行している。

私が副村長になつてよかった、よくなつた。2年といわず続けてほしいといつていただく職員も多いことは申し添えておきたい。

笹岡議員 が、何もしないことを

是とされ、業務に全力で取り組み、正しく前向きに変えていくことに對して、強く反発されるのであれば、私としては今後、東京都から利島村に副村長を派遣することを後押しすることはできない。

笹岡議員 村長が、本件に関する私の質問は、「議員として品位に欠ける適切でない表現で、しかも事実と異なる状況を『住民の声』として述べ、逆に、住民に事実の誤解を与える」と言うのは、どの件に掛かる質問でしょうか。全てですか。

村長 笹岡議員から、「このよな住民の声として非難されるいわれは全くない」ということである。
笹岡議員 この質問はこれで打ち切ります。私の意見は、村長、副村長の答弁要旨と併せて「あしたば」で記述することにします。

「村長は、住民からの声を、「非難されるいわれは全くない」と言い、副村長は、「自分は島のために日々励行している。それに反発するなら、利島に副村長を派遣する後押しは出来ない」と言う。この両者の脅かしとも取れるような高飛車な姿勢こそ、「今の村政の姿を象徴的に映し出している」と思います。ちなみに私は、「副村長は、何

もしないことを是とする」などとは一言も言っていない。

何故、両者とも、もう少し住民の声を、謙虚に聞くとうとする耳を持たないのでしょうか。

これは、「自分たちは、住み易い利島村の構築に向けて肅々と行っている。それをとやかく言うことは事実に対する」と云う主張です。

まるで、「理解できない住民が悪い」と言わんばかりに聞こえます。まさに、「余(我)がいて、民あり」で、世に言う「唯我独尊」と云ったところでしょうか。

田中副村長は、「不人気な利島に來たのは『清水の舞台』から飛び降りる思いで來た」との事。

ここには、辞令を發した都知事を恨みたい思いもありますか。だから、「利島の人たちは、敬意と感謝の念を持って」と言う事の表明なんでしょうか。

これまで來られた、三人の副村長には、「不人気な利島に來るのは『清水の舞台』から飛び降りる思い」との話も、「副村長の派遣を後押しできない」とする話も一度も聞いたことがありません。

副村長は、「村長を全力でお守りし、上司は、「部下に降り掛かっ

てくる雨、槍から傘になり、盾になつて助ける」と言います。ここに云う、「降ってくる雨、槍」と云うのは、議員ですか。住民も入りますか。

傘、盾を言う、その上司は部下を切り捨てる刃も持っています。この刃から職員を守る鎧兜になる人は誰もいませんか。笹岡



笹岡議員 (株)TOSHIMAの利益金の返還を求める度重なる質問

について、前議会に至つては、村長は「契約書には、『過払い金』となつてゐる。これは、あり得ないことである。利益金とは異なる。従つて、返還すると云うことにはならない」とまで言い出す始末です。

今になって、「過払い金は、あり得ない」と言つても、貴方が5年以上に及んで締結してきている契約書には、「実費清算を以て、過払い金は返還する」と期日まで設定して明記してあります。

その過払い金によつて生じた余剰金額は、当然利益金になります。

その証拠に、それによつて生じた利益金(剰余金)の処分後の課税

対象額を以て算出された法人税等を、数年にわたつて納付しているではありませんか。

自分で契約書に「過払い金は返還する」と書き込んでおいて、「見解が異なる」と言つて、済まされる問題ではありません。

村長が、「契約書にある、『過払い金』とは、利益金のことではない」と主張する論の是非について、念の為に税理士に聞いてみました。

解答の要旨は、「契約相手の会社の代表者が別人であっても、その会社の株主が、公職にある村長と同一人物のみで、かつ経営費用を村の予算で運営している会社にあつては、契約書に定めがある以上、無理な主張」と言っています。

「過払いによつて生じた余剰金は、利益金ではない」と云う理屈は、「成り立たない」と云うことです。

ちなみに、株式会社という組織には、次のような定義があります。

『株式会社とは、会社形態の一つで、株式と云う細分化された権利を有する株主から委任を受けた取締役と云う、業務執行者が事業運営を行い、利益を株主に配当する法人格を有する事業形態のことを云う。』であります。

平成18年5月1日に施行された『会社法』では、株式会社に関しては、「所有と経営の分離」という考え方を基本としています。

株主が1人である「一人会社」では、設けなければならない必要最低限の機関は、株主総会と取締役1名で、他は任意となります。

取締役が1人の会社の場合、定款で取立て、「代表取締役」は選任しませんが、会社設立登記の申請書等に「代表取締役」と記載し、また登記簿謄本(登記事項証明書)にも「代表取締役」と記載されるので、実態は代表取締役と捉えて支障はないものです。

また、株式会社経営の意思決定を行う取締役会の設置は義務付けられてはいませんが、設置する場合には、3人以上の取締役が必要となります。

本村が所有する株式会社の場合、取締役は1名のみですので、当然のことながら取締役会と云う組織は設置することができません。

よつて、本来ならば取締役会に於いて決議すべき、「定款の変更」、「組織変更」、「取締役の選任・解任」等の重要事項の他、一切の事項は全て株主総会に於いて決定さ

れることとなります。

株主総会では、本村が100%出資して作った、本村の所有に属する、この法人の株主は、本村の代表者である、利島村長ただ一人です。この法人に係る全てのこと

が、「利島村長の考え一つで決定できる」と言うこととなります。その為、経営における公明性、及び公平性を確保して行くためには、株主と株主総会の在り様等に関して、しっかりと検討を加えて行く必要があります。

本村が所有する株式会社と取締役との関係は、委任・準委任契約としての性質を持つ任用契約となり、当該取締役は労働基準法上の労働者には該当しないとされています。これに対して従業員は、会社とは雇用契約を締結して労働基準法第9条に定める労働者となります。

以上に述べた事由を以て、村が、任用契約の相手方としていた代表取締役なる人には、返還責任は問えないこととなります。

何故なら同人は、1株も有していないからです。

従って、この場合の返還責任者は、必然的に前田村長になります。

この事案は、全て前田村長の下で契約が交わされ、執行されてきた事案です。決算時に返還してさえいれば、何の問題も生じなかった事案です。村には、納税の義務はありません。

村の公金は、住民の財産です。被害者は住民です。

今となつては、村長自らの責任で返還することだけが、前田村長に課せられた、当然、かつ唯一の解決策なのではありませんか。

返還措置を講じて、村財政を住民のために、効率的活用を図るよう求めます。

村長の所見を伺います。

【副村長】委託とは、民法643条を根拠にし、行為の遂行を目指して発注する契約であり、発注した行為の遂行が適切になされていく限りは、返金を求めることはできない。東京都が株主で、東京都の業務を受託している多数の第3セクターがあることから、「返金を求める例があるか」お尋ねしたが、発注した行為の遂行が適切になされている限りは返金を求めることはない、できないとのことであった。

いたいただいた意見を真摯にに踏まえ、現在、国や東京都に相談し、

第3セクターのあり方について検討をしているところである。

【笹岡議員】答弁にある、民法643条の話も、東京都の話も全く別の事件を持ち出した内容で在り、質問には答えていません。

民法を言うなら、ここでは522条以下の契約の効力を説明すべきです。当社は、第3セクターではありません。

第3セクターへの組織変更と言いますが、その目的と変更時期を伺います。

【村長】目的は社員が安心して働ける環境を作ることである。時期は出来るだけ早くしたいと考えている。

【笹岡議員】本件は、検討しなければならぬ問題が多くあります。変更時期は、9月定例まで延ばされたいと考えます。

目的として言っている、「社員が安心して働ける環境を作る」と言うのは表向きの理由で、住宅手当や他には見られない通勤手当の支給など、今でもその環境は確保されています。

目的の真の意図するところは、「何とかして、返還しなくて済む方策はないか」と言う思いからの画策である

ることは見え見えます。反論がありましたら答弁して下さい。

「この質問に対して、反論する答弁は、ありませんでした。」

【株主】TOSHIMAの過去5年間の決算報告によれば、昨年度分を除く、この間の累積では、2千万円を超える利益金が出ています。

その結果、既に800万円にも及ぶ税金を納付しています。

この納税額は、株式会社と形を変えてはいるものの、実質は全額村負担によるものです。

更に、昨年度分の決算見込みでは、600万円余の剰余金が見込まれる状況にあります。

村に返還していれば、全額村の財源になります。村には、納税の義務はありません。

返還金額に相当する財源を充当して、住民の利益につながる、皆さんの要望事案の実現は、充分できたこととなります。

今からでも間に合います。速やかに返還措置を講じて、村財政を住民のために、効果的活用を図るよう求めます。

尚、他の議員が、従来の契約書にある返還条項を削除した理由を質したところ、「当社の経営経

費は、全て都の総合交付金で運営されており、余った金は全額都に変換することになっている」と答弁していました。【笹岡】



議会を終えるにあたって

職員に対するアンケート

私の質問終了後に議長から、「出所不明」の職員に対するアンケートなる長い文書が読み上げられました。内容は、申し合わせたかのごとく、ほぼ一様に、村長、副村長を誉め称える文面で埋め尽くされていました。その内の数ヶ所には、一部議員を「批判」と言うよりは、誹謗中傷に近い表現の記述もありました。匿名の投稿は、よくあることですが、「アンケートや署名を取った人が不明」と言うのは、聞いたことがありません。

まるで「踏み絵」のような、この出所不明のアンケートの目的は、その内容からみて、余りにも、「一目瞭然」と言う印象で聞いていました。

行政職員が自らが所属する自治体の首長(村長)、議員の評価を表明する行為は、「地方公務員法に抵触する」と聞いています。【寿一】

五輪開催「普通ない」

尾身会長の答弁

- 今の状況でやるというのは普通はない。このパンデミックで
- そもそも、このオリンピック、今回、こういう状況の中で、一体なんのためにやるのか。目的がちよっと明らかになっていない
- 一体何のためにこのオリンピックを開催するのかという明確なストーリーというか話、いかに感染のリスクを最小化するというのをパッケージで話をしないと国民は協力しようと思わない。

日本共産党の国会質問に尾身会長が答弁

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は6月2日の衆院厚生労働委員会で、東京五輪・パラリンピックの開催について、日本共産党の宮本徹議員（東京比例ブロック選出）の質問に対して、「今の状況でやるというのは普通はない。このパンデミック（世界的流行）で」など（左記囲み参照）答弁しました。

感染リスク不明のまま五輪開催強行許せない

共産党・志位委員長が強調

日本共産党の志位和夫委員長は6月3日、国会内で記者会見し、尾身会長の答弁について、「たいへん重要な発言だ」と強調。他方で、菅首相が、1日の参院厚生労働委員会で日本共産党が、「分科会の判断を求めよ」と提起したことに対して、あくまで拒否する態度をとったことについて、「まったく許しがたい」と述べました。

そして菅義偉首相が、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会に対して、五輪開催による感染拡大のリスク評価を求めることすら拒否し、開催によるリスクを何も明らかにしないまま突き進んでいることを強く批判。「中止の決断を重ねて強く求める」と表明しました。



日本共産党の主な政策

- 野党統一と市民連合の団結で衆院選を勝利し、野党連合政権を実現して、憲法破壊と強権政治の菅政権と政権交代をしよう！
- 平和と民主主義を蹂躪する戦争法と特定秘密保護法、共謀罪法を廃止しましょう！
- 消費税の廃止を前提にして、当面5%に減税します！
- 沖縄の辺野古米軍基地建設に反対します！
- 「森友・加計疑惑」を明らかにし、国政の私物化を許しません！

日本共産党の東京選出の国会議員

衆議院議員



とある
宮本 徹



あきら
笠井 亮

参議院議員



あきら
小池 晃



とも
田村 智子



きら
吉良 よし子



たく
山添 拓